平成３０年（フ）第９９１号
横浜市南区大岡５丁目20番33号　101、前住所横浜市南区大岡１丁目47番31号　サンテラス蒔田101
債務者　山本　智彦
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　佑治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月11日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１３０号
横浜市港北区大豆戸町587番地３　ルミエール新横浜403号
債務者　小椋　真実
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝島　広子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年９月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１３１号
横浜市青葉区恩田町3314番地１　ゆうきハイムⅢ―202号
債務者　植村　雅俊
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田丸　明子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５４号
静岡市駿河区登呂４丁目４番10号
債務者　串田　悦子
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古澤　一樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成30年９月11日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５０９号
堺市堺区出島町３丁11番10号
債務者　石山　　毅
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　真鍋　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年９月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５１１号
堺市北区新金岡町５丁６番503号　ハシヅメマンション203号
債務者　宮下　　実
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田さえ子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年９月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１０４８号
横浜市南区真金町２丁目16番地４　メイツ伊勢佐木長者町310号室
債務者　大矢　哲也
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平賀　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月19日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年９月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２１２号
横浜市南区共進町１丁目23番地
債務者　宮川　富子
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦田　修志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年９月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２６５号
大阪府富田林市高辺台３丁目２番２―504号
債務者　山田　一樹
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　増夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年９月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２６号
長野県諏訪市湯の脇２丁目15番１号
債務者　清水　一人
1　決定年月日時　平成30年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五味　弘行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年９月21日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成３０年（フ）第７０号
北海道中川郡幕別町札内北町33番地の３
債務者　橋本　大志
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　和典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月27日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第５１９号
大阪府富田林市若松町１丁目４番16号
債務者　長野　雅博
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　邦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４９３号
大阪府河内長野市向野町677番地エスポワール岩湧204号、居所東京都大田区大森西２―15―23　イプセ大森306
債務者　井阪　年宏
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂川　雄一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年10月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第３８８１号
東京都荒川区東日暮里１丁目31―６　第三針谷ビル401
債務者　藤沼美千子
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３８８２号
東京都西東京市中町２丁目１―21　エステートセブンＢ棟101
債務者　前田　　豊
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３８８３号
東京都豊島区池袋１丁目13―24―1101
債務者　吉井　宏幸
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部